

令和8年（2026年）分の所得税の確定申告 または、市県民税の申告が必要な方へ

介護保険要介護認定高齢者の障害者控除と おむつ代の医療費控除について（ご案内）

介護保険制度で要介護認定を受けている方が、令和8年分の所得税の確定申告や市県民税の申告で、障害者控除やおむつ代の医療費控除を受けるための証明書類の交付についてお知らせします。

いずれも市役所介護保険課へ申請をお願いします。

申請者　　： 納税している本人または、対象者を扶養している方

交付方法　： 郵送（通常1週間以内）

必要なもの：・申請書

　　・申請者の本人確認書類の提示、または写しの提出

　　・対象者の本人確認書類の提示、または写しの提出

その他　　：証明書類は過去5年に遡って交付できます。（必要な方のみ）

《障害者控除について》

控除対象年の12月31日現在で要介護認定を受けている65歳以上の方の介護認定の審査・判定資料を確認し、要介護1～3の方は「障害者」として、要介護4・5の方は「特別障害者」として、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※12月31日現在で身体障害者手帳（1～6級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方の「認定書」の交付については、お問い合わせください。

《おむつ代の医療費控除について》

おむつ代について医療費控除を受ける場合、おむつを使用した当該年に現に受けていた要支援・要介護の認定の審査にあたり作成された主治医意見書を確認し、要件を満たす場合は「おむつ代の医療費控除の証明に必要な事項確認書」を交付します。

なお、主治医意見書が要件を満たさない場合におむつ代の医療費控除を受けるには、従来どおり医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

お問い合わせ先

宝塚市役所 健康福祉部 介護保険課

電話番号：0797-77-2038